

議事録

丹生ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第1回幹事会)

日 時 平成23年1月18日(火)

14時~16時

場 所 大阪合同庁舎第1号館 第1別館

2階 大会議室

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部長

定刻になりましたので、第1回丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の幹事会を開催させていただきたいと思っております。

検討主体を代表いたしまして、本日の進行をさせていただきます、私、国土交通省近畿地方整備局河川部長の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まずお手元の議事次第にのっとりまして進めてまいります。

2. 挨拶

まず、挨拶ということで、検討主体であります近畿地方整備局及び水資源機構からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、私のほうからご挨拶させていただきたいと思っております。お許しをいただいて、座ってご挨拶させていただきます。

皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより国土交通行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、まずこの場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進めるという考えに基づきまして、予断を持たずダムの検証をすることになりました。昨年、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が設置されまして、その中で今後の治水のあり方について中間取りまとめが公表されました。そして、国土交通大臣より検討主体である近畿地方整備局と水資源機構に対しまして丹生ダム検証に係る検討の指示がございました。検証に係る検討につきまして、中間取りまとめを受けて策定されましたダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目がございます。これに沿って行うこととされております。本日、その内容及び検討の場等のこれからのダムの検証の進め方についての説明をさせていただきたいと思っております。そして、皆様方からご意見を賜りまして、今後、円滑かつ適切なダム検証を行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

淀川水系につきましては、平成21年3月、河川整備計画が長期間にわたりさまざまな議論を経て策定をされました。丹生ダムにつきましても、治水、渇水対策の両面からダム形式の最適案を総合的に評価して確定するための調査検討を行うこととされております。また、平成21年4月には水資源開発基本計画、通称フルプランと申し上げますが、全部変更されまして、

利水者の撤退に伴い、供給の目標を達成させるための必要な施設から丹生ダムが外されました。こうした経緯も含めまして、これからダムの検証を進めてまいりたいと思います。

丹生ダムの水没及び関係地域の皆様方には、これまで大変なご苦勞、ご心勞をおかけしていることは我々心が痛いほど承知しております。我々としては、予断を持たず検証作業をできるだけ適切かつ迅速に進めていく必要があると認識をしております。

本日は、お集まりの皆様方に忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、今後ともこの検証にご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

○水資源機構 関西支社長

引き続き、水資源機構の関西支社長の〇〇でございます。お許しをいただいて、座ってご無礼いたします。

日ごろより水資源機構事業に関しましてご理解、ご支援を賜り、また本日は年明け早々の大変お忙しい中、丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場第1回幹事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。重ねて厚く御礼申し上げます。

ただいまは近畿地方整備局の〇〇河川部長のご挨拶にありましたように、昨年9月28日、国土交通大臣より事業主体であります私ども水資源機構に対しましても丹生ダム建設事業の検証に係る検討の指示がなされ、本日、丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を整備局と連携して開催させていただくわけでございます。本日もご参加いただいております滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、さらに京都市、池田市、そして地元長浜市さんを初めとする関係流域自治体の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、丹生ダム建設事業の検証に係る検討を近畿地方整備局と連携、協働し、また地元の方々のご期待に沿うべくスピード感を持って迅速に進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

本日は多忙な中ご参加いただきましてまことにありがとうございます。簡単でございますが、挨拶にかえさせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、今回第1回目ということもありますので、参加いただいております幹事会構成員の皆様方の自己紹介をしていただきたいと思います。

まず、向かって左側の兵庫県さんから順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

○兵庫県 県土整備部長代理

兵庫県県土整備部の〇〇部長が参る予定でございましたが、急遽欠席で、代理で参っており

ます河川計画室、〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○池田市 上下水道部長代理

池田市上下水道部長の〇〇の代理で来ております、私、池田市上下水道部水道工務課長の〇〇でございます。どうかよろしく願いいたします。

○池田市 都市建設部長代理

池田市建設部長、〇〇の代理で来ております、上下水道部次長の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府都市整備部長、〇〇の代理で参っております、河川室長の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○京都市 上下水道局長代理

京都市上下水道局長、〇〇の代理で参りました、水道部施設課、〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○京都市 建設局長代理

京都市建設局長の代理で参りました、河川整備課長の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○京都府 建設交通部長代理

京都府建設交通部長の〇〇でございますが、もう間もなく参ると思っております、参りますまでの間、代理で座らせていただいております建設交通部理事、河川課長事務取扱の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○京都府 文化環境部長代理

京都府文化環境部長、〇〇の代理で参りました、公営企画課の〇〇です。よろしく願いいたします。

○長浜市 都市建設部長

長浜市都市建設部長の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○滋賀県 琵琶湖環境部長

滋賀県から参りました琵琶湖環境部長の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

○滋賀県 土木交通部長代理

土木交通部長、〇〇の代理で参りました、河川政策担当技監の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ここで報道関係の方々にお願いがございます。撮影は以上までとさせていただきます。以後の撮影につきましてはご遠慮をお願いいたします。ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、お配りしております本日の資料のまず確認をさせていただきたいと思います。事務局からよろしくをお願いします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

本日、皆様のお手元にお配りしています資料でございますが、まず議事次第が1枚ございます。それから、本日の幹事会の座席表でございます。資料でございますが、資料－1「規約」、資料－2「再評価実施要領細目」、資料－3「複数の治水対策案の概要」、資料3－2「流水の正常な機能の維持に関する代替案等の概要」、資料－4「個別ダム検証の進め方等について」、最後ですが資料－5「丹生ダムの経緯及び概要」でございます。

過不足ございませんでしょうか。確認していただきまして、もし過不足ございましたら挙手の上、事務局までお知らせ願えればと思います。よろしいでしょうか。

3. 規約について

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、議事次第にのっとり議事を進めていきたいと思います。

ではまず議事の3番目になります規約についてということで、この規約につきましては事前に構成員の皆様方には整備局よりご説明、またご意見も皆様からいただいております。第1回幹事会の開催に当たりまして再度確認をいただきたいと思います。内容説明を事務局のほうからお願いします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

それでは、お手元の資料－1、丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約でございます。読み上げて確認に代えさせていただきます。

名称、第1条。本会は、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

目的、第2条。検討の場は、第5条に規定する検討主体による丹生ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地

方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

検討の場、第3条。検討の場は、別紙－1で構成される。3ページが別紙－1です。「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成ということで、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、長浜市長、京都市長、池田市長、国土交通省近畿地方整備局長、独立行政法人水資源機構理事長。（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。司会進行は、国土交通省近畿地方整備局長が行うものとする。

条文に戻って、2、必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。3、検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。4、検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。6、検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

幹事会、第4条。検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。2、幹事会は別紙－2で構成される。4ページが別紙－2です。検討の場の幹事会の構成員のメンバーです。時間の関係で、省略します。条文に戻っていただき、3、必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。4、検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

検討主体、第5条。検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構をいう。検討主体は、実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

治水対策等の検討、第6条。治水対策及び流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、検討対象区間が滋賀県管理区間内であるため、検討主体は河川管理者である滋賀県とともに検討を行うものとする。

情報公開、第7条。検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙－3で、5ページで、丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会公開方針。検討の場及び幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で

定める。

(1) 傍聴対象者。傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内。会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開。会議資料については、公開を原則とする。会議資料及び議事録は、近畿地方整備局及び水資源機構関西支社において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載する。会議資料は、さまざまな電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。会議資料において、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場及び幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。議事録の内容については、検討の場及び幹事会開催後、構成員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見。検討の場及び幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他。一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。カメラ撮り等は冒頭部分のみ可能とする。

規約に戻っていただき、事務局、第8条。検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構関西支社に置く。2、事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

規約の改正、第9条。この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

その他、第10条。この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

附則。この規約は、平成23年1月17日から施行する。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

規約の確認をしていただいたということでございます。確認ですが、何かございましたらどうぞ。はい。

○京都府 建設交通部長代理

規約の趣旨について確認をしたいことがございます。目的の第2条についてでありますけれ

ども、これにつきましては本府におきましてもさまざまなご意見を出させていただいたところ
であります。検討主体でございます地方整備局及び水資源機構がダム検証に際して、検討の
場及び幹事会において関係地方公共団体が述べた意見に基づいて、地域の意向を十分反映させ
るべく取り組んでいくことを表現しているものであると解してよろしいかということをご確認
させていただければと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

目的に書いてあるように、おっしゃったとおりだと思います。地域の意向を十分反映するた
め、ここにありますように細目に基づいて、皆さんと相互の立場を理解しながら、ここでの認
識を深めていく、そして意見交換をするということですから、目的にあるように、反映するた
めということですので、きちんと反映をさせていただきたいということをご理解をいただきた
いと思います。

よろしいですか。ほかに。

○滋賀県 土木交通部長代理

滋賀県です。滋賀県もこの規約ご照会いただいたときに意見は出させていただいております。
そういう中で、今お話がありましたように地域の意向を十分反映するためという、そういうと
ころの趣旨を目的の中に加えていただいたわけですが、例えば住民の意見を十分反映させてい
くという方法として、この検討の場で同時にということでは必ずしもないわけですが、例
えば河川法が改正され、地域の意向を反映していくということで流域委員会も設置され、数多
くの議論もなされてきました。また、河川事務所単位、あるいは地域ごとに河川管理者さん、
局のほうから説明会を開催されたという機会も数多くあったように記憶しています。そういう
過程で整備計画ができ上がってきたわけですが、やはりダムの検証の中においても、例え
ば地域の意向を十分に反映するためということであれば、またそれについての何がしかの方策
の検討といいますか工夫が必要ではないかと思っておりますので、そうしたところについてもご配慮
いただければと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

まだこの後この検討の場の進め方、これもご説明いたしますので、それとあわせたと
ころで今のご意見も承っておきたいと思っております。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

○長浜市 都市建設部長

長浜市ですが、検討の場の構成員の関係でございますが、当初照会いただいたところから増

えておりますのは渴対容量の、あるいはその負担金等の関係からとお聞きしているのですが、そのような考え方からすれば、滋賀県の代表市というのですか、この検討の場の構成員として認めていただくような関係についてはどのようなお考えかお聞きしたいのですが。

○近畿地方整備局 河川部長

この構成員のメンバーにつきましては、滋賀県さんにご推薦をいただいていることですので、滋賀県さんのほうからご説明していただいたほうがいいかもしれません。

○滋賀県 土木交通部長代理

ほかの府県さんの状況も聞かせていただきながら、今、具体的な選定の手続について、市長会、あるいは町村会という組織がありますので、そちらのほうと相談している状況でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

よろしいですか。ほかにはございますか。

なければ、規約は1月17日で施行ということでございますので、これにのっとり進めてまいりたいと思います。

4. 検証に係る検討手順

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、次の議事に入ります。次は4番、検証に係る検討手順についてです。この検証の実施に当たりまして、検証方法を規定しております再評価実施要領細目、私のご挨拶の中でも申し上げましたが、この内容及びその中で示されている複数の治水対策案につきまして内容を説明させていただきたいと思っております。事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

それでは、お手元の資料2をお開けください。私どもの局長あてに来ております大臣からのダム建設事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の内容を説明させていただきます。

1ページです。ここに第1、目的、それから第2、対象とする再評価というところで、この中の用語の定義として、先ほどから出ています（3）検討主体としては、水資源機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び近畿地方整備局が検討主体となるということが記載されています。

それから、第3、再評価の実施です。この中の1、再評価の実施手続ということで、（1）検証に係る検討手順が書いてありますが、検証に係る検討の手順としては、必要に応じて対象と

するダム事業の点検を行い、これを踏まえて、各ダム事業について目的別に検討を行う。目的別の検討については、例えば洪水調節の場合は検証対象ダムを含む案と、検証ダムを含まない複数の治水対策案の立案を行い、立案した治水対策案が多い場合には概略評価により2から5案程度の治水対策案を抽出し、立案または抽出した治水対策を環境への影響等の評価軸ごとに評価して、目的別の総合評価を行うことが記載されています。

次ですが、(2) 情報公開、意見聴取の進め方で①関係地方公共団体からなる検討の場の設置、それから②検討過程においては、関係地方公共団体からなる検討の場を公開するなど情報公開を行う。主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。それから、③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くことになっています。

(3) 対応方針(案)等の決定です。検討主体は検討の対象となるダムの事業対応方針または中止の方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定することが記載されています。

検討主体は国土交通大臣に検討結果を報告するとなっています。

4、再評価の視点です。この中で(1) 事業の必要性等に関する視点として、①事業をめぐる社会情勢等の変化、事業の進捗状況ということで、検証対象ダム事業等の点検を行うことになっています。②事業の投資効果、これは費用対効果の分析を行うことになっています。

(2) 事業の進捗の見込みの視点、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点です。4ページの①複数の治水対策案の立案です。これは後で、資料3で別途ご紹介をしますが、ここについては1)のダムから11ページで26) 水害保険等まで26の項目が提示されています。

13ページ、②概略評価による治水対策案の抽出ということで、ここでは2から5案程度を抽出するということになっています。③評価軸。従来の代替案の検討においては安全度、コスト、地域社会への影響等で検討されることが多くありましたが、今回については、次のページですが、コストの評価に当たり、実施中の事業は残事業費を基本として、ダム中止に伴ってコストや社会的影響を含めて検討することで、検討する項目としては、1) 安全度(被害軽減効果)、15ページで2) コストです。16ページ、3) 実現性、4) 持続性、17ページの5) 柔軟性、6) 地域社会への影響、18ページの7) 環境への影響というような評価軸をもって評価することになっています。治水についてはそのような評価を行うということです。

それから、20ページが④利水等の観点からの検討ということで、これも同じように21ページ、利水代替案を抽出して検討するというので、21ページの1) ダムから、24ページ、

17) 雨水・中水利用まで17の項目が抽出の案件として記載しています。24ページにiii) 利水に関する評価軸ということで、治水と同じように、1) 目標、25ページ2) コスト、26ページ3) 実現性、27ページ4) 持続性、5) 地域社会への影響、28ページ6) 環境への影響というところについて評価軸を基に評価していくことになっています。

それから、31ページですが、iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討ということで、流水の正常な機能の維持の観点から、利水の代替案や利水に関する評価軸を参考として同じようにする。v) ですがその他の目的に応じた検討ということで、これも必要に応じて検討、評価をするということです。

それから、32ページ⑤総合的な評価の考え方ということで、目的別の総合評価ということで、先ほど申しました治水、利水、正常流量等の各目的別で総合評価を行うことになっています。ii) 検証対象ダム総合的な評価ということで、今まで申しました各目的別の総合評価を行った後、対象とするダム事業に関する総合的な評価を行うということになっています。

以上が、少し省略して説明しましたが、再評価実施要領細目です。

その中で、治水対策案の概要ということで説明をさせていただきます。お手元の資料-3です。前のスクリーンで説明をさせていただきます。

治水対策の概要です。先ほど要領にも記載していただきましたように、治水対策の方策としては、左のほうに河川を中心とした対策、それから、流域を中心とした対策ということを26の方策について検討することになっています。

3ページで、個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の1つは、検証対象ダムを含む案と、そのほかに検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成することになっています。検証対象ダムを含む案は河川整備計画が策定されている水系においては河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することになっています。複数の治水対策案は河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案すると規定されています。個別の案ですが、項目だけを説明します。

まずは1ダムを含む案。2ダムの有効利用。これはダム再開発、再編、それから操作ルールの見直し等です。3遊水地、また調節池等。4放水路及び捷水路。次が5河道の掘削。6引堤。7堤防のかさ上げ（モバイルレビーを含む）ということで、下に揖保川の例をつけています。8河道内の樹木の伐採。9決壊しない堤防。10決壊しづらい堤防。11高規格堤防。12排水機場。次からは流域の対策ですが、13雨水貯留施設。14雨水浸透施設。15遊水機能を有する土

地の保全。16部分的に低い堤防の存置。17霞堤の存置。18輪中堤。19二線堤。20樹林帯等。21宅地のかさ上げ、ピロティ建築等。22土地利用規制等。23水田等の保全または貯留。24森林の保全。25洪水の予測、情報の提供等。26水害保険等で、この1から26について治水の代替案を検討することになります。

お手元の資料－3－2、流水の正常な機能の維持に関する代替案等の概要でございます。下のほうに流水の正常な機能の維持（高時川の流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給）に係る検討においては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の利水代替案及び利水に関する評価軸の関係部分を参考とするということです。

左のほうで供給面での対応、右で需要面・供給面での総合的な対応ということで、ここでは14の対応を挙げています。

まずは、1ダム。2河道外貯留施設（貯水池）。3ダム再開発（かさ上げ・掘削）。4他用途ダム容量の買い上げ。5水系間導水。6地下水の取水。7ため池（取水後の貯留施設を含む）案。8海水淡水化。9水源林の保全。10ダム使用权等の振りかえ。11既得水利の合理化・転用。12渇水調整の強化。13節水対策。14雨水・中水利用です。これが先ほど申しました今回の流水の正常な機能の維持に関する代替案の概要です。項目だけでしたが、説明を終わらせていただきます。以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

今、再評価実施要領細目についての概略の説明がありました。あわせてこの後検討手順もございますので、これもあわせて説明をしたいと思います。事務局からお願いします。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

引き続きまして資料－4、A4横と裏面が縦ですが、まず資料－4。丹生ダム検証に係る検討手順ということで、先ほどご説明をしました要領細目の流れを簡単にまとめたフロー図が記載されています。真ん中付近の四角の囲みで〔エ〕検討主体による個別ダムの検証に係る検討というところで、このアイウエオの順番でいきますと、〔オ〕検証対象ダムの事業等の点検、〔カ〕目的別の検討、下の洪水調節の例で、先ほどありました複数の対策案を立案していくことです。〔ク〕で、概略評価による治水対策案の抽出を行い、2から5案程度を抽出することで、〔ケ〕で治水対策案の評価軸ごとに評価、〔コ〕で目的別の総合評価として洪水調節について行うということです。

横の四角の中の〔サ〕〔シ〕〔ス〕です。〔サ〕新規利水の観点からの検討、〔シ〕流水の正常な機能の維持の観点からの検討、〔ス〕その他の目的に応じた検討、その後、〔セ〕検証

対象ダムの総合評価で、その下で〔ソ〕対応方針（案）等の決定です。〔ナ〕は、検証の進め方のポイントということで、①は検討主体の検討の場の設置、②情報公開を行うとともに主要な段階でパブリックコメント、③学識経験を有する者、それから関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くということのポイントとして進めていく、その後、検討方針（案）を決定して、本省へ報告することになります。一番下ですが、検討主体は事業方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聞き、対応方針（案）を決定します。

これを丹生ダムに当てはめたものが、裏のA4縦の資料です。丹生ダム検証に係る検討手順です。一番左が検討手順、それから検討の場、右側に幹事会です。次が、流域自治体の意見募集、次が意見募集ということで学識経験者、流域住民です。一番右が事業評価監視委員会という項目です。検討の場及び幹事会については、ここに1回から6回までを記載していて、検討の場は3回程度と考えています。この間に自治体の意見募集、それから学識経験者の意見募集、それから意見募集のパブリックコメントを実施していく過程を踏まえて、総合的な評価を行って、そこで意見募集を行うということです。その後、第2回の検討の場を踏まえて検討方針（原案）の作成ということです。この後、意見聴取として河川整備計画の手順に準じた手続ということで意見聴取を流域自治体、学識経験者、流域住民に対して行い、対応方針（原案）を修正して、対応方針（原案）を決定しますが、事業評価監視委員会の前に、関係府県の知事の意見を聴く必要があり、事業評価監視委員会にお諮りして方針（案）の決定をし、国土交通大臣へ報告するという手順になっています。

※の1から5については、補足説明として、※1は検討の場及び幹事会の開催回数は場合によって変更があります。※2は意見募集につきましては概略や総合的な評価について募集する。※3は、意見聴取とは河川法第16条の2の規定に基づいて行います。※4は、知事は関係市町村長の意見を聴いた上で対応方針（原案）の作成にあたり意見を述べるものとします。※5、公共事業の再評価に関する手続に基づき、再評価を受けるために必要な資料を作成し、府県知事の意見を聴取の上、事業評価監視委員会の意見を聴取するという手続になっています。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ここまで実施要領細目また検討手順について今事務局が説明いたしました。これについてご質問、もしくはご意見等何かありましたらご自由にご発言をしていただきたいと思います。

○兵庫県 県土整備部長代理

兵庫県でございます。検証に係る検討手順ということで少し確認というかお願いがございます。淀川水系の河川整備計画、平成21年3月策定されていますが、その前段の案に対する知事意見照会が国のほうからございまして、特に我々府県として渇水対策容量の確保について、その異常渇水対策の必要性や緊急性の有無を含めた調査検討をもう一回やってくださいと。その上で、その結果について関係府県に対して説明をお願いしたいという内容の意見をつけてございます。あれから約2年たってございますし、その間にこういう中間取りまとめを受けたダム検証の場が設定されたということも理解してございますが、特に代替案の検討をされる前に、今申し上げました調査検討の結果をこのダム事業の点検という作業の中で、十分な説明をされるように改めてお願いしたいと思っております。以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにご意見。はい、お願いします。

○滋賀県 琵琶湖環境部長

今のご意見につきましては、滋賀県も、ぜひ琵琶湖への影響ということについても確認をさせていただきたい。ぜひ、そのように要望させていただきたいと思えます。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにご意見等ございますか。はい、どうぞ。

○大阪府 都市整備部長代理

質問でございますけども、今、兵庫県さん、また滋賀県さんのほうから異常渇水対策のお話が出ました。資料-2の国交省のほうからお示しいただいております再評価実施要領細目の中に、異常渇水対策の位置づけとございますか、治水とか利水ですとか、それと正常な流量の確保と、そういった点は評価軸いろいろ記載がございますが、異常渇水対策について特段の記述がなかったように思うのです。今回その議論をするに際しまして、評価軸等をどのように国のほうにおかれては考えていらっしゃるのか。その辺も解れば、位置づけですとかその辺がございましたら教えていただきたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

基本的に異常渇水対策ということでそのものは書いてないですけども、流水の正常な機能の維持という観点がございますから、こういった観点とあわせて議論はしていきたいと思っております。異常渇水対策というのはわかるように中身ははっきりしていますので、異常渇水対策としての議論はきちんとさせていただきたいと思えます。言い方は考えさせていただきますけれども、ご心配なく。目的として異常渇水対策というのはきちんとあるということで、それ

はわかるような形で議論はさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

○京都府 建設交通部長

丹生ダムに限らずなんです、ほかのダムも含めましてこういった場で検討が進められる際に、京都府におきましては市町村と一緒に流域自治体会議というのをつくってしまして、そこで意見交換して方針をできるだけ決めたいと思っています。できればこういった幹事会とか検討の場の本会議のときに、事前に資料等を時間的な余裕を持って提供していただければ、関係する市町村等の意見も聴いてこの場に反映できるかと思っていますので、それをお願いしたいというのが1点です。

もう1点、さきほどの資料-4の裏面ですが、検討手順のフロー図が示されています。検討の場というのが一番上にありますが、括弧で関係府県、代表市町村となっていて、規約によれば検討主体である整備局と水資源機構のほうも含めての検討の場ということだと思いますので、記述を規約のほうと合わすように修正をしていただければと思います。

あともう1点、丹生ダムに関しましては先ほど意見が出ておりますが、京都府からも整備計画の策定に係る意見で、渇水対策の必要性も含めて調査結果を提示していただきたいということ要望していますので、そのことを検討の場をお願いしたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにはご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

今、いろいろご意見いただきました。この皆様のご意見を承って、これからの検討の場の進め方に反映させていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

5. 経緯及び概要

それでは、次の議事に入ります。次は5番目の経緯及び概要ということで、まず流域及び河川の概要についての説明をさせていただきたいと思います。こちら事務局のほうからよろしく願いします。

○事務局（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長）

まず、流域及び河川の概要ということで、流域の状況をまず説明させていただきます。

姉川、高時川流域は、琵琶湖の最上流、源流に位置します。姉川は滋賀県最高峰の伊吹山中を源流しまして、琵琶湖に流入する主要な一級河川の1つです。

流域面積は約370km²でありまして、流域は主に本流の姉川筋と高時川筋のほうに大きく分か

れます。幹川流路延長は、高時川で48.4km、姉川で31.3kmでございますけども、この比較的短い距離の間に約1,000mの標高差を一気に流れ下る河川となっております、下流は扇状地となっております。

流域の土地利用の状況ですが、土地利用の変遷は、昭和46年から平成20年にかけて大きな変化はなく、山林及び田畑で大体95%程度を占めていまして、宅地化は特に進んでいません。

姉川、高時川ともに上流からの土砂が堆積しまして、それで築堤を繰り返した結果、河床の高さが周辺の地盤よりも高い天井川を形成しています。そのため、洪水被害が繰り返し発生していまして、堤防が決壊すると甚大な被害を生じる可能性があります。この写真のように人家の2階よりも堤防が高いことが危険な状況であることがわかつてお思います。

流域の気候状況です。流域は北陸型の気候区に属しています。長浜は大体平均雨量は1,600mmですが、高時川の源流付近の中河内付近は冬季の降雪量が多いということで、平均の降雪降水量が約3,000mmに達する非常に降水量が豊富な地点です。

これは琵琶湖流域全体の水利用の状況です。琵琶湖、淀川の安定した水は流域外の神戸市などの阪神地域、大阪府全域、そして奈良県の北部へ供給され、約1,700万人に供給されており、あと淀川の下流は都市用水の利用が多い状況ですが、その水源の多くを琵琶湖に依存している状況です。

姉川、高時川流域の河川の利用の状況ですが、河川敷ではスポーツ公園やサイクリングロードなどが整備され、住民の方々が憩いの場として利用されています。あと、川を利用した行事としては、こいのぼりがあります、あと河口付近ではヤナ漁などが行われています。

自然環境ですが、まず多様な自然環境が維持されています。高時川の上流では、一部ブナやケヤキを中心とした自然植生が残っていまして、豊かな自然環境が維持されています。また、河川についても多様な河川環境が維持されており、例えば高時川の中流部ではきれいな川にすむアカザというものが生息していますし、姉川はアユや琵琶湖から産卵遡上するビワマスなどをはぐくみ、県下の重要な水産資源を涵養しています。

続きまして事業の沿革です。まず、治水事業の沿革について説明させていただきます。

姉川、高時川は扇状地を流下する天井河川であるため、これまで数多くの洪水被害が発生してきました。大正10年には台風のため旧高月町で堤防が決壊しまして、ちょっと写真が見つからなかったのですが、昭和28年の台風13号では旧余呉町で決壊しました。あと、昭和34年、伊勢湾台風では幅広い地域で甚大な被害が発生しました。そのほか、昭和50年の台風6号では堤防天端まで洪水がいっぱいになり大変危険な状況になりました。そのほか、平成18年の

豪雨、あるいは写真は添付していませんが、昭和47年、平成10年なども、漏水、溢水などが発生しています。

これは100年に一度起こり得る大雨が発生した場合の沿川の浸水予想です。沿川の広い範囲で浸水が予想されていまして、特にこの姉川筋と高時川筋の合流付近、これは旧虎姫地域ですけれども、そこでは浸水深が5メートル以上になると予想される区域もあります。

これは田川といい姉川、高時川の中にある河川で、以前は、高時川と姉川と3川合流していましたが、姉川、高時川の河床が上昇した結果、少々の水でその水かさが増して田川に流入して、付近の田畑や家屋を浸水して、北国街道も水没して交通が遮断されるため、1860年に、江戸時代の終わりごろにこの田川を分離しまして、高時川の下を通して直接琵琶湖に流すようにしております。現在、これは昭和41年に改築されたものです。このように昔から治水対策に取り組んでいました。

これは主な洪水被害と治水計画の変遷です。主な洪水被害と、これまでの治水の状況を時系列で示しています。高時川のほうでは昭和30年から48年まで中小河川改修等々をやっております。そして、丹生ダムについては昭和47年12月に琵琶湖総合開発計画、この中に高時川沿川地域及び姉川下流地域の洪水被害を軽減するダムとして位置づけられました。その後、昭和55年に実施計画調査に入り、昭和63年に高時川ダム建設事業に進み現在に至っています。

これが治水事業のまとめたものです。このように、中小のほかは大体災害関連で対応して、あと平成14年に姉川ダムが完成しています。

先ほどは治水計画の変遷でしたが、これは水資源開発についての変遷です。淀川水系では、古くから水資源開発を行っています。そして、昭和37年からは水資源開発基本計画に基づき施設整備を進めています。丹生ダムについては昭和57年に水資源開発基本計画、フルプランと我々呼んでいますが、これを全部変更したときに高時川ダムの建設事業として記載されました。その後、平成4年にまたフルプラン計画を全部変更した際に、ダム名について、このときに高時川ダムから丹生ダムに名称を変更しています。そして、事業目的を一部変更しました。そして、平成21年、冒頭部長からご説明がありましたとおり、フルプランを全部変更したときに丹生ダム建設事業が供給目標を達成するための必要な施設整備から外されています。

続きまして現状と課題です。

まず治水上の課題ですが、まず高時川について説明させていただきます。まず、高時川については流下能力が不足している箇所があります。当面の目標、これは整備計画での二、三十年の目標ですが、当面の目標に対して、ここが姉川の合流部、そして河口部、ここで著しく流下

能力が不足しているのがわかります。このゼロになっているのは、姉川と高時川が合流するところは無堤部であるので、そこは流下能力を評価していません。

これが高時川の堤防の整備状況であります。黒が完成堤防で、このオレンジ色は暫定堤防です。まだ高さ、断面が不足している堤防がこのように存在しています。また、質的にも堤防の基盤が砂礫層で透水性が高い箇所、あるいは砂等で積み上げてつくった脆弱な箇所も残っております。

こちらは姉川の課題です。こちらのほうも流下能力が不足しております。当面の目標である戦後最大規模の洪水に対しても、このように高時川に合流する上流のほぼ全川、そしてこの河口部のところで大きく流下能力が不足しています。こちらのほうも、先ほど申し上げたように高時川との合流地点で、ここは無堤部ですので評価はしておりません。このように家屋連担区域でも流下能力が大きく不足しているところがあります。

続きまして高時川の水利用の状況です。古くから農業用水、そして生活用水として利用されてきました。近年では農村環境とか景観、潤いのある水の存在が重要視されていまして、このようにさまざまな機能を持つ地域用水を活用するための整備が進められています。

高時川では古くから農業用水の利用が盛んであり、農業用水の安定的な供給に向け、昭和40年から61年にかけて、国営の湖北農業水利事業により実施され、水利用に不足があった場合は琵琶湖から余呉湖にポンプアップしまして、地域に供給する一大ネットワークが整備されています。その後、営農形態の変化による用水量の増加などから、平成11年から21年にかけて国営の新湖北農業水利事業が実施され、平成22年3月に完了しています。

これは琵琶湖・淀川水域の渇水の状況です。琵琶湖総合開発事業の完了以前においては、昭和48年、52年、53年、59年、61年に渇水がありましたけども、その琵琶湖総合開発事業終了後も、頻度と取水制限の日数は減っておりますが、平成6年、平成12年、平成14年に渇水に見舞われ、市民生活や社会経済活動に対して影響を及ぼしています。

これが最近の琵琶湖・淀川水系の渇水状況です。このように引き続いてまだ発生してまして、特に琵琶湖総合開発事業完成後の平成6年にはマイナス123センチまで琵琶湖の水位が下がったのですが、このときは滋賀県でも初めて取水制限を実施しています。

次は高時川の渇水、瀬切れの状況です。高時川は天井川であり、流水が伏没して干上がる瀬切れが発生します。これは毎年のように発生しまして、赤いところは瀬切れが確認されたところで、毎年このように下を見ても59日、平成21年は128日の瀬切れが発生しています。魚の産卵遡上域にこのような瀬切れが発生しますと、魚にとっては致命的であり、また大量に死んだ

魚による悪臭被害も発生しました。

次は現行計画について説明させていただきます。

まず、河川整備計画の流れですが、当該区間は、ダムの区間を除き、ここは滋賀県さんの管理区間ですので、河川整備計画は県のほうが作成権者になります。このような手続で河川整備計画を作成されることになっていますが、現段階ではこれまでに6回の川づくり会議を開催し、平成16年11月に淡海の川づくり検討委員会を開催していただき、湖北圏域河川整備計画原案まで取りまとめていただいているところです。

これが現計画の姉川、高時川の治水計画、高水計画についてです。これは将来形でありまして、これは野寺橋で100分の1ですね、将来形では100分の1の確率ですが、基準地点の野寺橋でダムと河道改修により基本高水が2,800 m^3/s 、そして既設の姉川ダムと丹生ダムで調整いたしまして、400 m^3/s ピークをカットしまして、2,400 m^3/s を安全に流すという計画になっています。

これは当面の目標です。整備計画期間中ですが、当面の目標としましては、戦後最大規模を目標としまして基準地点の野寺橋付近で1,700 m^3/s 、基本高水1,700 m^3/s を2つのダムで300 m^3/s カットして1,400 m^3/s にして安全に流すという計画になっています。

これは姉川、高時川の河川整備の検討区間でごさいます、このように大体市街地のところ、この部分を河川整備として検討していくこととしています。

姉川と高時川の治水の目標ですが、できるだけ早く破堤による被害の回避、軽減を図ることを目標としています。そのために、天井川の破堤による被害の回避、軽減に向けて、できるだけ早期に洪水時の水位低下を図ること、これを目的としまして河川整備を進めることとしています。そのため、まず堤防が整備されてない箇所についてはこのように築堤、そして堤防のかさ上げといった、こういうメニューが提示されています。

そして、河積を拡大して水位を低下させるために、このように河道掘削であるとか樹木伐採という方策もあります。

そして、引堤を実施することも一応検討がされています。

そして、今までは河道だったのですが、下流河川のピーク流量を調節する施設として丹生ダムがこちらのほうに位置づけられています。丹生ダムにより下流河川のピーク流量を低減するという目的で位置づけられています。以上が治水に対する現行計画です。

流水の正常な機能の維持に関して現行計画は、湖北圏域の河川整備計画の原案においては、このように将来にわたり健全な河川水の利用や動植物の生息、生育環境が保全されるよう、そ

それぞれの河川における現状の水管理のあり方を踏まえながら、利水者及び地域住民の協力を得ながら適正な水管理に努めますと、このように計画上明記されています。そして、丹生ダムの建設事業に関する事業実施計画においては、高時川の頭首工下流地点において維持流量をおおむね1.8m³/s確保するということが現計画では位置づけられています。

そして、渇水対策容量ですけれども、淀川水系の河川整備計画では、計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要であると、このように位置づけておりました、その渇水対策容量を確保する方策として、このように丹生ダムで確保する方法と琵琶湖で確保する方法があるので、最適案について総合的に評価して確定するために調査検討を行うことを整備計画で位置づけています。

以上、流域の概要でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

続いて、ダムの建設事業の経緯をお願いします。

○事務局（水資源機構 丹生ダム建設所長）

それでは、引き続きまして丹生ダム建設事業の経緯と概要についてご説明をさせていただきます。私、水資源機構丹生ダム建設所の所長をしています〇〇といたします。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事業の経緯についてご説明いたします。

まず、丹生ダム建設事業の主な経緯ですが、丹生ダム建設事業については、昭和47年に琵琶湖総合開発計画、いわゆる琵琶湖のダム計画の1つとして位置づけられています。その後、昭和55年に実施計画に着手しています。平成4年に基本計画が策定されています。平成5年までは建設省のほうで事業が進められてきたところですが、平成6年に水資源開発公団、水資源機構の前身であります水資源開発公団がこの丹生ダム建設事業を承継したところですが、承継後、平成8年になります、平成5年に補償基準の妥結をし、その基準に基づきまして、平成8年12月には水没家屋の移転がすべて完了しました。これと並行しまして平成6年度からは道路工事を継続して実施していました。平成21年の河川整備計画の策定、あるいは平成21年4月の水資源開発基本計画の全部変更については、先ほど来ご説明がされているとおりです。

次、事業の概要についてご説明いたします。

この赤枠で囲った部分です。これが高時川の流域です。この赤の部分、これが丹生ダムです。この丹生ダムの位置は姉川の河口から約30km地点の位置にあります。

これは丹生ダム建設事業の概要について説明をしたもので、まず、我々はこれまで道路工事、

あるいは用地の取得等行ってきていますけれども、これは、この事業実施計画、右の枠内にありますけれども、この計画に基づきまして道路の工事、あるいは用地の取得を行ってきたところでは、先ほどから説明がありますように、平成21年3月の河川整備計画における丹生ダムの位置づけは、渇水対策容量を確保する方向については、ダムで確保する方法と、それから琵琶湖で確保する方法があるということで、その最適案について総合的に評価して、確定するための調査検討を行うという位置づけになっています。それを受けまして見直しのダム計画ということで、上のほうがダムに渇水対策容量を確保する方法、下のほうが琵琶湖に渇水対策容量を確保する方法ということで、この2つのダム計画について見直しを行っているところです。

その河川整備計画を受けまして、ダム型式の最適案を確定するための調査検討をこれまで国並びに水資源機構で実施してきています。そのメニューがこちらの左の部分です。治水対策、自然環境、それから高時川の瀬切れ対策、ダム型式別の概略設計と事業費算定ということでこれまで実施してきています。

次に、事業の進捗状況です。上の事業の経過は冒頭に説明いたしました経緯をちょっと絵的に示したものです。進捗状況については下の図ですが、まず用地の取得、水没家屋の移転状況、それから付替県道等の工事の順で示しています。この青で塗った部分が既に完了している部分です。この後、これらの3項目については詳細をパワーポイントのほうで説明を行います。

これは水没用地の取得状況です。我々が取得を予定していた用地としては、民地が351ha、それから国有地が49haあります。そのうち民地の351haについては既に平成14年までに用地の取得を完了しています。それを示したものが黄色で塗りつぶした部分です。それで、緑で若干塗ったところですが、これは国有地ということであり、まだ取得ができていない用地で、すべてが国有地という状況になっています。

これは水没家屋の移転状況ということで、貯水池内には赤で記した4カ所、4集落の家屋が移転の対象となっています。左に写真をつけていますが、これが当時の集落の状況で、対象の家屋が40世帯、4集落ありました。この40世帯については、その約7割に当たる27世帯の方がこちらのほうの、これは旧余呉町のほうで造成されました集団移転地のほうへ移転をされています。こちらの右下に書いています円グラフですが、これは移転先の状況を示したもので、旧余呉町内であるとか近隣の市町、滋賀県内ということで、滋賀県外には1名の方が移転されているという状況です。

これは付替県道の進捗状況です。まず道路区間については、この県道の改良工区、それから県道の付替工区、それから工事用道路工区ということで3カ所に分けています。このうち県道

の改良工区ですが、5.8kmありまして、この5.8kmについては既に工事を完了しています。平成16年度には道路管理者である滋賀県さんのほうに引き渡しを行っており、現在は供用が既に開始されています。

次に、県道の付替工区です。ここは延長が11.8kmあります。そのうち1.9kmの部分が現在まで概成している状況です。この末端部の状況がここにあります。この黄色で塗りつぶしている部分が既に完成、あるいは概成しているところです。最後にこの工事用道路工区ですが、延長が1.8kmありまして、そのうちの1.2kmが既に工事を完了して、これも滋賀県さんのほうへ引き渡しを行っており、既にここも供用が開始されているという状況です。

最後になりますが、これまで道路工事等を実施してきていますが、あわせて環境保全に対する取り組みも行ってきていますので、ここで紹介させていただきます。環境保全対策の取り組みに当たり、保全対策委員会であるとか、あるいは懇談会、こういうものを設置して学識経験者のご指導を仰ぎながら実施してきています。あわせて、職員の環境に対する意識の啓発を目的で環境学習会の実施や、あるいは学識者の指導を仰ぎながら実施してきた保全対策については、職員が自ら環境モニタリングを行っているという状況です。

以上、簡単でございますけども、丹生ダムの概要と経緯ということでございます。

○近畿地方整備局 河川部長

今、河川の概要から丹生ダム事業の経緯及び概要まで説明がありました。これにつきましてご質問、ご意見等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。

○滋賀県 土木交通部長代理

今、かなり姉川、高時川流域のところを細かくご紹介をいただきました。下流府県さんにとっては淀川水系の一番北の端になりますし、今の時期多分雪にかなり埋もれている場所かなど。そういう面で生活も大変苦勞のこともありますし、先ほどもご紹介ありましたように移転してからかなり長い時間もたってというところで、利水撤退というフルプランで位置づけられたところであるのですが、そういう状況になってございます。

話はちょっとずれますけど、ちょうど折しも日曜の8時からNHKのドラマが始まっています、この辺の地名はちょいちょい耳にさせていただくというか、そういうこともあるかもしれませんが、ちょっと思いをはせていただけたらというようなところもあるのですが、そういう中ですが、当初1億5,000万 m^3 水がたまるダムということで計画されてきて、その中の容量を見ますと6,000万 m^3 が利水容量です。そういう面で、フルプランで位置づけられて利水はなくなったのですが、あとは洪水調節容量の3,300万 m^3 、先ほども少し議論になっていました

4,050万m³の渇水対策容量ということになっています。そういう中で、いろいろ検証が進むとともに県でも治水の方策についていろいろ判断をしていかなければならないというところですが、現状、利水がなくなったという段階で、今のダム事業が、例えば想定される事業費あるいは各府県の費用負担なり、その辺についての情報もぜひお知らせいただきたいと思います。先ほども話がありましたように、渇水対策容量についての考え方や、その位置づけ等についてというお話もありましたし、それに関連するものですが、今も申しましたように利水が撤退という状況の中でのダム事業のコストなり費用負担等々についての情報もいろいろお示しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにご意見は。はい、どうぞ。

○滋賀県 琵琶湖環境部長

○○技監から申し上げましたように、丹生ダムの予定地の場所は、この時期は大変深い雪に覆われている地域でありまして、なかなか下流から見ますと想像しがたいのかもしれませんが、この地域の皆さんは大変ダムに関連しまして生活環境にも大きな影響を受けてこられたわけですし、私も県庁に入って三十数年になりますが、入ったときからの話でもございます。大変、生活にも影響を受けてこられたわけでもございますので、とにかく地元の方々が不利益を被ることのないように、しっかりそこは考えていただきたいということと、やはり一日も早く迅速な方向づけをよろしく願いしたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにご意見ございますか。どうぞ。

○長浜市 都市建設部長

ダム予定地の地元市としまして、少し時間をいただきたいと思うのですが、昨年の夏でしたが、4府県知事並びに河川部長においでいただきまして、余呉地域の状況をつぶさにご覧いただいております。先ほど県の方がおっしゃいましたように、現在は、丹生ダムの一番上流でございまして、中河内というところがございまして、そこでは現在2メートルの積雪でございまして、市内は40センチほどでございまして、今年もそういうことで淀川の水源地としての役目を果たせるのかなというようなことで本日出席しているようなことでございまして、ダムの検証が、代替工法の関係で安全やコストや実現性等の評価軸でもってこれから始められるわけですが、ダムサイトの余呉地域を抱える地元長浜市といたしましては、先ほどのようなダムの経過でございまして、当初は昭和47年に琵琶湖総合開発で計画決定されて、絶対反対の中で歩

んできたわけでございますが、国、県からダムの必要性、重要性、環境に与える影響が少ないというような説明やら、あるいは下流府県の水需要にこたえる国の重要な事業であるということで苦渋の選択をして協力に転じてきたわけでございます。現在では水面のあるダムの実現を願っている余呉地域の住民の気持ちですね、これも十分に考慮いただきたい思いでいっぱいでございます。

それから、先ほど高時川の流域の状況が説明されておりましたが、本当に天井川で台風のたびに不安な日夜を過ごしているようなことでございます。あるいは瀬切れ対策もございますので、先ほど河川部長の挨拶の中で迅速な検討をしてみたいということのお話がありましたので、少し安心しているようなことでございますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

6. 討議

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにご意見等ございますか。大分全体的な話に入っていますので、自由に、今の流域の概要とか、建設事業の経緯だけじゃなくて、次に討議の時間が入っております。これも含めて皆さんからいろいろご意見いただければと思いますが、どうでしょう。はい。

○大阪府 都市整備部長代理

今、滋賀県さんや地元長浜市さんのご意見を賜りまして、治水対策上安全安心を一刻も早く確立するためには、きょうのこの議論を早く取りまとめる必要があると、下流大阪府としても重要なことであると思っております。そのためには、滋賀県さん、それから地元市さんの環境、地域の安全というのは、下流の大阪府がとやかく言うことではないことかも知れませんが、我々としてはこの検証にかかわる異常渇水対策について早く結論をつけないと、上流の皆様にご迷惑がかかるのではないかなと、このように思っております。

そこで、先ほどのご説明の中にありました42ページの異常渇水対策のA案、B案と2案ご用意されていますけども、これはあたかもこの2案から選ぶかのような印象を与えるところがございまして、そうではなくして必要性の議論からやっていただけるというふうな理解でよいかどうか、これについて確認をお願いしたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

異常渇水対策ですね、これにつきましては次回以降の幹事会の中できちんと点検からまずお話しをしていきたいと思っております。きょうご説明いたしましたように、最初点検をして、そこから見ていきます。これは社会の情勢とか、もともと計画立てた時点からいろいろ変わってきて

おりますし、そういった今の情勢につきましてはきちんと反映をした形で見ていきたいと考えております。そういう意味では、必要性を含めて点検という中でできちんとご説明をまずさせていただいた上で、代替案をきちんと組み立てをして、皆さんとまた意見交換をさせていただきたいと思います。

○大阪府 都市整備部長代理

私も勉強不足でありますけれども、日本国としての考えというのは国交省からお示しいただけると思うのですが、三大都市圏の中で、首都圏、中部圏、そしてこの異常渇水対策についてどう取り組んでおられるのか、その辺もあわせて次回で結構ですから教えていただけたらと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○京都市 建設局長代理

異常渇水対策について少し教えていただきたいのですが、異常渇水対策を今後、先ほど大阪府さんがおっしゃったように是非を含めて検討していくということですが、その際に現在の丹生ダム以外の琵琶湖の利水とあわせた検討になるのか、何か見通しのようなものを立てていらっしゃるのでしょうか。

○近畿地方整備局 河川部長

今おっしゃっているのは、丹生ダム以外というのは、ちょっともう一度……。

○京都市 建設局長代理

琵琶湖の全体を見据えた渇水対策のあり方とか利水のあり方とかいうところまで議論が広がっていくのかどうかということです。

○近畿地方整備局 河川部長

まず基本的に淀川水系の中で水の需要と供給というのがありますね。やはり需要のところをきちんと見定めた上で、どれだけ必要であるかということが明らかになってまいりまして、次に渇水の供給として確保できる場所はそうそうないわけですね。そうしますと、丹生の話が基本的には最初に出てくるだろうと私は思います。ですから、まずは今の需要がはっきりしないとわからない。今後の将来も含めてですけれども、需要というものがはっきりしている中で、供給側というのは異常渇水対策で用意できる場所というのはそうそうないと思います。ですから、そういう意味では丹生の扱いが最初にならぬかということが議論になると思っております。この辺につきましてもきちんとお示しができるように、これは当然説明責任として我々

やらなければいけないことですから、ご説明はさせていただきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。今の内容だけではなくて、この検証の場の進め方を含めて何かありましたら、せっかくこうやってお集まりですので、ご意見ありましたら。また、ご質問ありましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○滋賀県 琵琶湖環境部長

ぜひ次回進められるときも資料についてはできるだけ早めにいただいて、よく我々も研究してから臨みたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

できるだけ早く、我々のところも自転車操業的なところもありまして申し訳ないですが、やはり意思疎通は、これは重要なことと考えておりますので、できるだけ構成員の皆様といろいろな形での意思疎通の図り方はさせていただきたいと思います。それがこの幹事会の円滑な運営にもつながると考えておりますので、できるだけ努力はさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○滋賀県 土木交通部長代理

冒頭の意見の反映というところで申し上げましたし、後で検討手順を示していただいています。そういう中で、先ほど申し上げたようなところもぜひお含みいただいて、何かの工夫、例えば流域住民というところだと意見募集、パブコメで、要は紙なりメールなりのやりとりの的なこととなりますけれども、例えばこういう検討の場に近いような場面設定とか。それは実は県のダムでも検証をこれから進めていかなければならないので、その辺は今議論しているところではあるのですが、できるだけその辺は手厚くいきたいなというふうに思っております。ただ、水源のことですので範囲が広く大変かもしれませんけれども、ぜひお願ひしたいということと、あと検証が進むわけですが、それと並行するような形で、例えば丹生ダムに関しては、既に利水なしということで事業の規模が縮小するなりという状況になってこようかと思いますが、そういうときに、先ほど当方の部長が申しましたように、地域への影響なり、またあるいは治水ですと代替案というのを想定しなければならないというふうに思うのですが、そうしたときに、要は地域への支援、あるいはあとの治水対策のフォローなりができるようなルールづくりといいますか、そういうことも必要ではないかと思っておりますので、そうした点もまた、直接この検証でということではないのですが、今申しましたようなそうした分のルールづくりも必要ではないかなということも考えておりますので、またよろしくお願ひ

したいと思います。

○ 近畿地方整備局 河川部長

ほかにはどうでしょうか。

今回、丹生ダムですね、規約を見ていただければわかると思いますが、第6条治水対策等の検討、つまり治水に関しては滋賀県さんの管理区間、つまり河川管理者は滋賀県さんということもありまして、そこは一緒に検討していかなければいけないところがありますので、この辺も、我々が検討主体といいつつも、ある意味での主体を持った治水の主体者がおられます。ここは連携という形で進めてまいりたいと思います。この辺も参加の皆さんよろしくお願ひしたいと思います。この辺は滋賀県さん、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最初ちょっとありました負担とかの話、精算のことも含めた話だったのでちょっとややこしいですね。これはまた別の中で、今までも十分にやらせていただいていますけども、また議論はさせていただきたいと思います。あくまでもこの検討の場はダムの継続をどうするかという方針の趣旨にのっとり議論ということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかには何かございますか。

7. 閉会

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、最後に次回開催予定につきまして事務局から連絡をお願ひしたいと思います。

○事務局（近畿地方整備局河川部広域水管理官）

本日のご意見等も受けまして、次回開催についてダムの点検内容、代替案等について準備でき次第開催に向けていきたいと思っております。なお、日程については各機関に別途連絡調整をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、これにて第1回丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の幹事会を閉会いたしたいと思ひます。本日は長時間ありがとうございました。

—了—